

いう。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

第四条 改正条例附則第五条適用職員に係る切替日以後の職務の級の二級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における改正後の初任給規則第十八条の規定によるものに限る。)については、同条第二項中「現に属する職務の級において一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この条において「旧級」という。))が、行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級(以下この条において「特定職務の級」という。))であった職員にあつては、旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)附則第五条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。))に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

第五条 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の初任給規則第二十一条又は第二十二条の規定を適用する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

第六条 切替日の前日において改正条例附則第七条第一号に掲げる給料月額を受けていた職員又は市町立学校職員改正条例附則第五条に規定する職員の切替日における号給(以下「新号給」という。))は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。))が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。))に応じた附則別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。))に応じた附則別表に定める号給

二 旧級が行政職給料表の二級である職員 人事委員会の定める号給

三 前二号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

第七条 切替日の前日において改正条例附則第七条第二号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該職員のうち九十七万六千円の給料月額を受けていた職員にあつては九十一万三千円、百六万五千円の給料月額を受けていた職員にあつては九十九万四千円とする。

第八条 切替日の前日において改正条例附則第七条第三号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該職員のうち百四万三千円の給料月額を受けていた職員にあつては九十七万六千円、百六万五千円の給料月額を受けていた職員にあつては九十九万四千円とする。

(改正条例附則第九条第一項等の人事委員会規則で定める職員)

第九条 改正条例附則第九条第一項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 切替日以降に初任給基準異動をした職員

二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 切替日以降に再任用職員異動をした職員

五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(改正条例附則第九条第二項等の規定による給料の支給)

第十条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(人事委員会の定めるこれに準じる職員を含む。))次項において「特定異動職員」という。))を除く。))であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第九条第二項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第二項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に改正前の初任給規則第二十三条又は第二十四条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正条例附則別表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第二十二条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正条例第二条の規定による改正前の給与と改正条例第二条の規定による改正前の給与とを比較し、又は改正条例附則第二十条の規定による改正前の公益法人派遣条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 改正条例第二条の規定による改正前の給与と別表第一から別表第五の給料表又は市町立学校職員改正条例第二条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。) 別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の当該再任用異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定異動職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第九条第二項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第二項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第九条第三項等の規定による給料の支給)

第十一条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第九条第三項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第三項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したならば支給されることとなる改正条例附則第九条第二項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第二項の規定による給料に相当する額を、改正条例附則第九条第三項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第三項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第十二条 改正条例附則第九条又は市町立学校職員改正条例附則第七条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(一般職員の昇給の号給数等)

第十三条 特定職員(改正後の初任給規則第二十八条第一項に規定する特定職員をいう。)

以外の職員(以下この条において「一般職員」という。)を給与と別表第一項又は市町立学校職員給与等条例第五条第一項の規定による昇給(改正後の初任給規則第三十条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、当分の間、次の各号に掲げるその者の勤務成績に応じて、当該各号に定める号給数(人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。ただし、第二号に掲げる一般職員に該当する者のうち、任命権者が昇給させることが相当でないと認める一般職員は、昇給しない。

一 勤務成績が良好である一般職員 四号給(給与と別表第三項又は市町立学校職員給与と等条例第五条第三項の規定を受ける一般職員にあつては、二号給)

二 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下(給与と別表第三項又は市町立学校職員給与と等条例第五条第三項の規定を受ける一般職員にあつては、一号給)

2 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日(改正後の初任給規則第二十五条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。)前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第二号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。

3 改正後の初任給規則第二十八条第六項及び第七項の規定は、一般職員を昇給させる場合の昇給の号給数について準用する。この場合において、第二十八条第六項及び第七項中「第一項」とあるのは「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第六号)附則第十三条第一項」と読み替えるものとする。

4 給与と別表第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給される一般職員の昇給については、前三項の規定にかかわらず、改正後の初任給規則第二十八条の規定の例による。ただし、改正後の初任給規則別表第二十三の二の欄中「三号給」とあるのは「四号給」とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十四条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二年広島県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項の前の見出し及び同項から第十五項までを削り、第十六項を第十三項とし、第十七項中「第十五項」を「第十二項」に改め、同項を第十四項とし、第十八項を第十五項とする。

第十五条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成八年広島県人事委員会規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、第二項中「。附則第六項及び第九項において「改正条例」という。」及び「。附則第六項及び第九項において」市町村立学校職員改正条例」という。を削り、「附則別表第一」を「附則別表」に改め、第五項の前の見出し及び同項から第十七項までを削り、第十八項を第六項とする。

附則別表第二から附則別表第三までを削り、附則別表一を附則別表とする。

第十六条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十三年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の前の見出し及び同項から第四項まで並びに第五項の前の見出し並びに同項及び第六項を削り、第七項を第二項とし、第八項及び第九項を削る。

附則別表第一及び附則別表第二を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第十七条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年広島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「、給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期」を「及び号給」に、「第十二条から第十四条まで及び第二十五条」を「及び第十二条から第十四条の二まで」に改める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第十八条 改正条例附則第九条又は市町立学校職員改正条例附則第七条の規定による給料を支給される職員に関する教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十六年広島県人事委員会規則第三十八号)第二条の規定の適用については、同条(見出しを含む。)中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)附則第九条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十五号)附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		新号給				
	旧 級	新号給	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	365,400	昇	85	85	86	86	87
	367,600	昇	87	87	88	88	89
	369,800	昇	89	90	91	92	93
	372,000	昇	93	94	95	96	97
2級	372,000	昇	93	94	95	96	97
	374,200	昇	97	98	99	100	101
	376,400	昇	101	102	103	104	105
	378,600	昇	105	106	107	108	109
3級	380,800	昇	109	109	110	110	111
	383,000	昇	111	111	112	112	113
	385,200	昇	109	110	111	112	113
	387,400	昇	89	90	91	92	93
4級	429,200	昇	77	78	79	80	81
	432,700	昇	81	82	83	84	85
	453,200	昇	69	70	71	72	73
	456,800	昇	73	74	75	76	77
5級	489,400	昇	53	54	55	56	57
	493,500	昇	57	58	59	60	61
	513,000	昇	37	38	39	40	41
	517,400	昇	41	42	43	44	45
6級	580,300	昇	37	38	39	40	41

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		新号給				
	旧 級	新号給	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	384,900	昇	129	132	131	132	133
	387,400	昇	133	134	135	136	137
	389,900	昇	137	138	139	140	141
	392,400	昇	141	142	143	144	145
2級	417,200	昇	137	138	139	140	141
	428,200	昇	109	110	111	112	113
	431,000	昇	113	114	115	116	117
	433,800	昇	117	118	119	120	121
3級	436,600	昇	121	122	123	124	125
	434,300	昇	117	118	119	120	121
	437,300	昇	121	122	123	124	125
	457,300	昇	99	99	91	92	93
4級	465,800	昇	77	78	79	80	81
	469,300	昇	81	82	83	84	85
	487,000	昇	69	70	71	72	73
	490,600	昇	73	74	75	76	77
5級	500,900	昇	53	54	55	56	57
	504,800	昇	57	58	59	60	61
	522,000	昇	37	38	39	40	41
	526,200	昇	41	42	43	44	45

ハ 教育職給料表上の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		新号給				
	旧 級	新号給	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	412,200	昇	133	134	135	136	137
	415,000	昇	137	138	139	140	141
	472,500	昇	109	110	111	112	113
	475,500	昇	113	114	115	116	117
2級	505,300	昇	93	94	95	96	97
	508,600	昇	97	98	99	100	101
	592,800	昇	73	74	75	76	77
	597,400	昇	77	78	79	80	81

二 教育職給料表(イ)又は(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧級	旧給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	457,000	円	129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

ホ 教育職給料表(イ)又は(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧級	旧給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	443,200	円	141	142	143	144	145
	445,600		145	146	147	148	149

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	旧給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	371,700	円	113	114	115	116	117
	374,400		117	118	119	120	121
5級	579,900		69	70	71	72	73

ト 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員の新号給

旧級	旧給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	515,800	円	89	90	91	92	93
	519,200		93	94	95	96	97
3級	572,000		81	82	83	84	85
	576,100		85	86	87	88	89
4級	604,900		57	58	59	60	61
	609,500		61	62	63	64	65

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧級	旧給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4級	386,900	円	101	102	103	104	105
	424,900		81	82	83	84	85
7級	491,600		49	50	51	52	53

リ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧級	旧給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	321,000	円	161	162	163	164	165
	322,800		165	166	167	168	169
2級	369,600		149	150	151	152	153
	396,600		121	122	123	124	125
4級	408,600		105	106	107	108	109
	411,000		109	110	111	112	113
	428,900		85	86	87	88	89
5級	431,400		89	90	91	92	93

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十五条第二項中「調整基本額」を「調整基本額(その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に改める。

第十七条の二(見出しを含む)中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十三条の四第一項第二号中「総務企画部管理総室職員健康推進室」を「総務部総務管理局職員健康推進室」に改める。

第二十三条の十四第一項に次の二号を加える。

- 七 梶毛ダム管理事務所
- 八 山田川ダム管理事務所

第二十三条の十四の十第一項第七号中「広島県病害虫防除所」を「病害虫防除所」に改める。

第二十三条の十四の十五第二号中「土木建築部及び」を「土木部、都市部及び空港港湾部並びに」に改める。

第二十三条の十四の二十第二項第一号中「環境生活部」を「環境部」に改める。

第二十六条の二の二中「十一級、十級及び九級」を「七級以上」に改める。

第二十六条の二の三第三項中「四級」を「三級」に改める。

第二十七条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第三項第一号中「百分の百五十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百八十五」に改め、同項第二号中「百分の八十」を「六月に支給する場合においては百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)、十二月に支給する場合においては百分の八十」に改める。

別表第一第十号中「総務企画部管理総室職員健康推進室」を「総務部総務管理局職員健康推進室」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二(第十五条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円
二級	八千五百円
三級	九千六百元
四級	一万二三百円
五級	一万六百元
六級	一万千二百円
七級	一万二千百円
八級	一万二千七百円
九級	一万四千四百円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
一級	七千九百円
二級	八千七百円
三級	九千四百円
四級	一万六百元
五級	一万千二百円
六級	一万千六百元
七級	一万二千円
八級	一万二千五百円
九級	一万三千百円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
一級	一万五百円
二級	一万九百円
三級	一万二千七百円
四級	一万五千百円

二 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	九千円
二級	一万千百円
三級	一万二千二百円
四級	一万三千二百円

ホ 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
一級	八千四百円
二級	一万九百円
三級	一万六百元(給与条別表第三八の備考2に定める職員にあつては、一万千八百円)
四級	一万二千八百円

ヘ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
一級	八千円
二級	九千三百円
三級	一万九百円
四級	一万千七百円
五級	一万四千六百元

ト 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	六千百円
二級	八千円
三級	九千百円
四級	九千七百円
五級	一万五百円

六級	一万千三百円
七級	一万二千二百円

別表第九の二の二中

行政職給料表六級以上の級 公安職給料表六級以上の級
行政職給料表五級、四級及び三級 公安職給料表五級、四級及び三級
行政職給料表二級以下の級 公安職給料表二級以下の級

を

行政職給料表四級以上の級 公安職給料表五級以上の級
行政職給料表三級及び二級 公安職給料表四級及び三級
行政職給料表一級 公安職給料表二級以下の級

に改める。

別表第十三行政職給料表の部中「十一級及び十級」を「九級及び八級」に、「九級及び八級」を「七級及び六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級の職員及び四級」を「三級」に改め、同表公安職給料表の部中「十級」を「九級」に、「九級及び八級」を「八級及び七級」に、「七級及び六級」を「六級及び五級」に改め、「五級及び四級」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表教育職給料表(一)の部中「五級」を「四級」に、「四級及び三級」を「三級及び二級」に、「四級」を「三級」に、「二級」を「一級」に改める。

別記様式第十七号中

勤務を要しない日の
振替え等が行えなかつた理由

を

週休日の振替え等が
行えなかつた理由

に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「含む」を「含み、警察職員を除く」に、「額については」を「勤務成績による割合については」に改め、「第二項及び」を「勤手当基準日現在においてその職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額(給与条例第十八条の四第四項において準用する同条例第十八条第五項に規定する職員にあつては、この額に同項に規定する加算額を加算した額。以下同じ。)」に、勤手当基準

日以前六箇月以内における職員の勤務期間に応じ、給与規則第二十七条第四項に定める割合を乗じて得た額に「及び」を乗じて得た額を下回らない限度において任命権者が定める額」を削り、同項第一号ア中「百分の九十五」を「百分の九十一以上百分の百一未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合」に改め、同号イ中「百分の七十五」を「百分の七十一以上百分の七十八・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合」に改め、同項第二号ア中「百分の五十」を「六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」に改め、同号イ中「百分の四十」を「六月に支給する場合には百分の三十五、十二月に支給する場合には百分の四十」に改める。

附則第三項中「第二項」を「前項」に、「下回らない限度において」の部分を「超えない範囲内で」を「割合とする」とあるのは「割合を超えない範囲内で任命権者が定めるものとする」に、「することができ」を「する」に改める。

附則第四項を削る。

附則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)以下「改正条例」という。附則第九条の規定による給料を支給される職員に関するこの人事委員会規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)

第十三条第一項、第十五条第二項、第二十二條第三項、第二十三條の七第一項、第二十三條の十四の八第一項、第二十三條の十四の二十六第一項及び第二十三條の十四の三十一第一項、第二十三條の十四の三十一第二項の規定の適用については、改正後の規則第十三條第一項、第二十二條第三項、第二十三條の七第一項、第二十三條の十四の八第一項、第二十三條の十四の二十六第一項及び第二十三條の十四の三十一第一項、第二十三條の十四の三十一第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)附則第九条の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規則第十五條第二項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)附則第九条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

3 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)以下「給与条例」という。(第九条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。))のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこ

となる職員には、改正後の規則第十五条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（給与条第五條の二に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

- 一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この人事委員会規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第三号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつた場合に改正条例第二条の規定による改正前の給与条及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの人事委員会規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）（第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第六号、以下この号において「改正初任給規則」という。）（附則第十条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

口 改正初任給規則附則第十条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員
四 施行日以後に、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）第十五条各号に掲げる者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

5 初任給調整手当に関する規則の一部改正（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（職員の調整手当の支給に関する規則の一部改正）

6 職員の調整手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第一条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第一項中「調整手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に改める。

第六条から第九条までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第一備考二中「同法の規定による調整手当の例により、職員の調整手当を支給するものとする」を「人事委員会の定めるところにより、地域手当を支給することができる」に改める。

（職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正）

7 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「調整手当との」を「地域手当との」に改め、同条中「調整手当の」を「地域手当の」に、「調整手当額」を「地域手当額」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

9 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第八号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改める。

別表第二（第三条関係）

イ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	八千四百円
二 級	一万九百円
三 級	一万千八百円
四 級	一万二千八百円

ロ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	九千円
二 級	一万千百円
三 級	一万二千二百円
四 級	一万三千二百円

別表第八行政職給料表の部中「十一級及び十級」を「九級及び八級」に、「九級及び八級」を「七級及び六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級の職員及び四級」を

「三級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号。以下「改正条例」という。）附則第七条の規定による給料を支給される職員に関するこの人事委員会規則による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（以下「改正後の規則」という。）（第三条第二項、第九条の規定の適用については、改正後の規則第三条第二項中「給料月額額の百分の二十五」とあるのは「給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」と、改正後の規則第九条中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。）

(給料の調整額に関する経過措置)

3 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「条例」という。）第二条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）（第九条の規定の例により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の規則第三条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（条例第四条の二に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。）

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に

定める額をいう。

一 この人事委員会規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に改正条例第二条の規定による改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの人事委員会規則による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(次号において「改正前の規則」という。) 第三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第六号、以下この号において「改正初任給規則」という。)附則第十条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
ロ 改正初任給規則附則第十条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員
四 施行日以後に、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)第十五条各号に掲げる者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

広島県人事委員会規則第九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあつては、その者の属する職務の級の最高の号給とし、」を削る。
別表第一を次のように改める。

委員長 丸 山 明

別表第一 (第四条関係)

職員区分	職務の級 号給	級				
		1	2	3	4	
再任職員以外の職員	1~4	5,000円	5,400円	10,700円	17,100円	
	5~8	5,200	5,700	11,100	17,500	
	9~12	5,400	6,000	11,500	17,900	
	13~16	5,600	6,300	12,400	18,300	
	17~20	5,900	6,600	12,800	18,700	
	21~24	6,200	7,000	13,200	19,000	
	25~28	6,500	7,300	13,600	19,400	
	29~32	6,800	7,600	14,000	19,600	
	33~36	7,100	7,900	14,400	19,900	
	37~40	7,400	8,300	14,800	20,200	
	41~44	7,700	8,900	15,100		
	45~48	8,000	9,300	15,500		
	49~52	8,300	9,700	15,900		
	53~56	8,600	10,500	16,300		
	57~60	8,800	10,900	16,700		
	61~64	9,100	11,300	17,100		
	65~68	9,400	12,100	17,400		
	69~72	9,700	12,500	17,700		
	73~76	9,900	12,900	18,000		
	77~80	10,200	13,300	18,300		
	81~84	10,400	13,700	18,500		
	85~88	10,600	14,000	18,700		
	89~92	10,800	14,400	18,900		
	93~96	11,000	14,700	19,100		
	97~100	11,200	15,000			
	101~104	11,400	15,400			
	105~108	11,500	15,700			
	109~112	11,600	16,000			
	113~116	11,700	16,300			
	117~120	11,900	16,500			
	121~124	12,000	16,800			
	125~128	12,100	17,000			
	129~132		17,200			
	133~136		17,400			
	137~140		17,600			
	141~144		17,700			
	145~148		17,800			
	149		17,900			
	再任職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 号給欄中「1~4」等とあるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。

別表第二(第四条関係)

職員の分	職務の級 号給	級			
		1	2	3	4
任用職員	1~4	5,000円	6,300円	12,800円	17,100円
	5~8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9~12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13~16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17~20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21~24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25~28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29~32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33~36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37~40	7,400	9,700	16,300	20,200
	41~44	7,700	10,500	16,700	
	45~48	8,000	10,900	17,100	
	49~52	8,300	11,300	17,400	
	53~56	8,600	12,100	17,700	
	57~60	8,800	12,500	18,000	
	61~64	9,100	12,900	18,300	
	65~68	9,400	13,300	18,500	
	69~72	9,700	13,700	18,700	
	73~76	9,900	14,000	18,900	
	77~80	10,200	14,400	19,100	
81~84	10,400	14,700			
85~88	10,600	15,000			
89~92	10,800	15,400			
93~96	11,000	15,700			
97~100	11,200	16,000			
101~104	11,400	16,300			
105~108	11,500	16,500			
109~112	11,600	16,800			
113~116	11,700	17,000			
117~120	11,900	17,200			
121~124	12,000	17,400			
125~128	12,100	17,600			
129~132	12,300	17,700			
133~136	12,400	17,800			
137~140	12,500	17,900			
141~144	12,600				
145~148	12,800				
149~152	12,900				
153	13,000				
任用職員以外					
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 号給欄中「1~4」等とあるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。

附則

この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸山

明

広島県人事委員会規則第十号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則(昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一号1中「三級」を「二級」に改める。

第九条中「新聞、ラヂオその他適切な報道手段」を「人事委員会ホームページその他の適切な広報手段」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸山

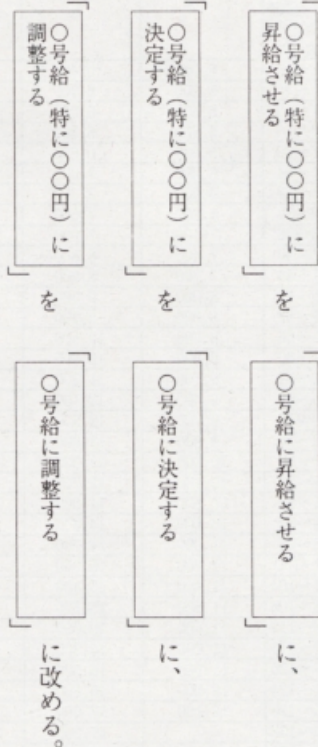
明

広島県人事委員会規則第十一号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中



別記様式第一号注中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸山

明

広島県人事委員会規則第十二号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則(昭和六十年広島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務企画部」を「総務部」に改め、「環境生活部」を削り、「広島県立三次看護専門学校」の次に「広島こども家庭センター」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第十三号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 財団法人ダム技術センター

附 則

この人事委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。